

小金井市議会BCP（業務継続計画）

1 目的

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災は、定例会の開催中に発生し、市議会は、小金井市議会災害時対応マニュアルに基づき議会活動を継続した。その後、2020年（令和2年）1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大・パンデミックにより国・東京都による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置等が発令される事態となり、感染防止対策など市議会活動へも大きな影響をもたらした。

近年、毎年のように各地で大規模災害が発生していることや首都直下型地震が発生する可能性が指摘されていることを踏まえ、小金井市議会として、二元代表制の趣旨に則り、議決機関・住民代表機関としての役割を果たし、議会の機能維持を図ることを目的とし、そのために必要な組織体制や行動基準などを定めた小金井市議会BCP（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 災害時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会

議会は議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェックし、また、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や住民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性がある。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と役割を担う必要がある。

(2) 議員

合議体として基本的な機能を維持するために議員は、その構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初期対応や被害の復旧・復興のための対応に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、議決機関としての議会機能を維持し根幹的な役割を十分に認識する

と同時に、地域でのそれぞれの役割に応じて地域の救援・救助活動・情報収集活動などに努めるものとする。

3 災害時の市との連携・協力関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主導的に当たるのは執行機関であり、議会は主導的な役割を果たすわけではない。議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが原則となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割を果たすには、正確な情報を早期に収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4 想定する災害

小金井市地域防災計画に基づく市災害対策本部、小金井市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	発動基準
地震	1 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
風水害	1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報又は特別警報が発表され、あるいは局地的集中豪雨により、内水氾濫等甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 主要河川について、氾濫注意水位を超え、更に上昇のおそれがある場合。
感染症	1 新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の感染拡大が市民生活に多大な影響を与える場合、又はそのおそれがある場合。
その他	1 上記自然災害のほか、武力攻撃災害及び大規模テロ等又は、大規模火災や大規模な事故など、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合。 2 その他議長が必要と認めた場合。

5 業務継続に係る体制及び活動基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには議決機関を構成する議員自身の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は議員と議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が、明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会及び議員の体制

ア 議会の体制

議会は、災害時において、市災害対策本部等が設置された後、議長は災害时会派等代表者会議を事前調整・協議の場として設置し、議会機能を的確に維持するとともに、迅速な災害対応に当たるものとする。

※災害时会派代表者会議：会派代表者会議に準じて開催するもので、成立要件をなくし、各会派代表1名の参加とする。

イ 議長の役割

災害時には、直ちに議長室等に登庁して次の職務を行うこととする。

- a 議員の安否、所在地の確認、災害状況などに関すること。
- b 議員の参集に関すること。
- c 本会議、委員会の開催に関すること。
- d 本会議、委員会の協議事項などに関すること。
- e 災害情報の収集・公表に関すること。
- f 市災害対策本部等との連携・協力に関すること。
- g その他、災害対策に必要とされること。

なお、事務局職員は災害時、協力部議会班として議会及び市議会議員の活動の対応に関する事務分掌が与えられている。議長と事務局職員が連携・協力して、前項の事項を行うものとする。

ウ 責任者体制

議長が事故等で参集できない場合には、副議長、議会運営委員長、総務企画委員長、厚生文教委員長、建設環境委員長の順（以後、年齢の高い順番）にその職務を順次代理するものとする。

エ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、議員の活動を優先するものとする。

- a 議長からの参集指示があるまでは、地域の一員として可能な限り市民の安全確保と応急対応など地域における活動に従事するよう努める。
- b 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- c 議長からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。

オ 発生時期に応じた議員の行動基準

a 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議長（委員長）は、副議長（副委員長）以外の議員を速やかに帰宅させなければならない。ただし、議長が必要と認めるときは、副議長以外の議員も待機させることができる。委員長は、議長又は副議長が登庁するまでの間待機し、議長が登庁した時には最新の状況を報告しなければならない。議長は報告を受けた後、委員長を速やかに帰宅させなければならない。ただし、災害等の状況により、議長は必要と認める時は委員長を待機させることができる。

b a以外に発生した場合

議員は、速やかに自身と家族等の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。議員は、自らの居所、連絡先を議長及び議会事務局に連絡するものとする。

議長より参集を求められた議員は参集し必要な災害対策を行う。その他の議員は連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や情報収集活動に当たるものとする。

なお、議員が市内にいない時に災害が発生した場合においては、安全に移動できる場合、速やかに市内に戻り、前段に記載した行動基準に準じて行動するものとする。

カ 安否確認の体制（地震・風水害等の場合）

a 会議中（本会議・委員会等）に発生した場合

議会事務局が議員の安否及び安全の確認を行い、議長に報告する。

議員は、自らの安否を議会事務局に報告する。

- b 会議中以外の事務局職員の勤務時間中に発生した場合

議会事務局が議員の安否確認を行い、議長に報告する。

議員は、自らの安否を議会事務局に報告する。

- c 事務局職員の勤務時間外に発生した場合

議長が議会事務局と連携して、議員の安否確認を行う。

議員は、自らの安否を議長に報告する。

- d 議員間及び議会事務局との連絡手段についての検討を行う。

② 事務局職員の体制

ア 事務の統括等

- a 事務局長は、災害対応に関する事務の統括に当たる。事務局長が、市災害対策本部員としての業務に従事している場合等で、統括に当たれない場合は、事務局次長が職務を代理し、事務局長及び事務局次長がともに不在の時は、事務局長又は事務局次長が指定する職員が職務を代理する。

- b 市災害対策本部等との連絡は、本部員である事務局長又は a により職務を代理する職員により行うこととし、事務局職員が参集した場合には、事務局職員を市災害対策本部等又は議員間の連絡要員とすることができるものとする。

イ 事務局職員の行動基準

- a 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合
事務局職員は速やかに自身の安全を確保し、災害応急対策を実施する。

(a) 本会議又は委員会開催中

本会議又は委員会開催中における災害応急対策は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。

(b) 休会又は閉会中

休会又は閉会中における災害応急対策は、まず、登庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、その他の災害応急対策を実施する。

- b 災害が勤務時間外に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身と家族等の安全を確保し、被災者がある場合には

その救出支援を行う。その後、登庁することが可能な職員は、速やかに参集し、a (a)、(b)の対策に当たる。それ以外の職員については議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動に従事する。

(2) 災害対策を意識した平常時の行動等

平常時において、正副議長は同じ常任委員会に所属しないこと、また、宿泊を伴う公務に関しては、原則として、同時に行わないこと、さらに、常任委員会の視察に関しても同時に行わないこととする。

災害の種類や程度に応じて、特に結論を急がない審査は延期等の措置をとり、災害対策に努めること、さらに、自宅等での連絡・協議を可能にするオンライン会議を適宜取り入れ、非常時における協議の推進を図ることとする。

(3) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は変化することから、それぞれの時期（初動期・中期・後期）に応じた議会の活動内容を定めることが重要である。

① 初動期（発災～3日）

ア 基本的な対応 議員の安否確認、情報の収集

イ 議員は、議長からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力するよう努める。

② 中期（発災後4日～7日）

ア 基本的な対応 災害情報の収集、把握、共有、発信

イ 議員は、議長からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動を行う。

ウ 議員と市が収集した情報を災害時会派代表者会議等で共有し、市災害対策本部等と連携を図る。

③ 後期（発災後8日～1か月）

ア 基本的対応 常時の議会組織体制を確立し、市災害対策本部等と連携し復旧・復興に議会としての役割を果たす。復旧・復興予算等の審議を行う。

※初動期・中期・後期の時間軸は、おおよその目安として、議長の判断とする。

(4) 議員及び議会事務局の災害時における連絡体制・手段の確立

① 災害時の連絡手段として、議員及び議会事務局間でのSNS等を活用した連絡網を整備する。

- ② 通信障害等で使用できない場合は、直接電話での確認を行う。
- ③ 議員と連絡が取れないほどの大規模な災害が発生した場合は、できる限り参集することとする。

(5) 議会審議を継続するための環境整備

災害によって、施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

次に掲げる項目については、行政部局とも協議を重ね、備えるよう心掛けるものとする。

- ① 施設・設備 議場が使用できなくなった場合の代替施設の確保
- ② 通信機器設備 災害時の通信の方策の研究 オンラインなどの対策
- ③ 情報伝達システム SNS等の活用
- ④ 備蓄品などの確保 貸与品等の検討

6 情報収集

議会として継続性のある審議、判断、決定を行うに当たっては、必要な地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、小金井市地域防災計画に基づき、市災害対策本部等に主に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

また、議員が把握する災害情報は、市の災害情報を補完する上で重要である。そのために、執行機関と議会との情報共有が必要である。

(1) 地域の災害情報の収集

議員は、市が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は参集指示があるまでは、一市民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避ける必要がある。

(2) 市災害対策本部等との情報共有体制の確立

市災害対策本部等が収集する災害情報と議員が収集した被災情報を相互に共有し、災

害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された市民への素早く的確な救護・救援活動に対応できることにつながる。

こうしたことから、市災害対策本部等と議会との災害に係る情報共有体制を築くことは大変重要である。

(3) 議員の情報提供

緊急時などを除き窓口を絞って行うことや議長の指示による提供など、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう、配慮することも必要である。

7 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害発生時における議会と議会事務局の体制や行動基準、災害応急対策の内容などを検証・点検し、実効性のある訓練を行うものとする。

災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象として防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を毎年度1回は実施する必要がある。

8 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題、災害対策に関する法令の改正などについては、適切に反映させ、議会BCPをレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要がある。そのため、議長自らの発議又は議員からの提案により、必要の都度、議会BCPの適宜見直しを行う。

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行い、会派代表者会議において全体の共有を図るものとする。

9 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

新型インフルエンザ等への対応について、市は、「国、都及び関係機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。」としている。議会は、市が設置する新型インフルエンザ等対策会議と連携して、議会の役割を果たすために努力する必要がある。

基本的な考えは地震等の場合に準じるとともに、この間の新型コロナウイルス感染症における対応を踏襲し対応するものとする。

(1) 議会及び議員の体制

① 議会の体制

市災害対策本部等と連携して、議長は、会派代表者会議等を開催し対策に当たるものとする。感染状況に応じて、災害時会派代表者会議を開催する。

② 議長等の役割

議長及び副議長は、会議で同席する際は、十分な感染対策を行うものとする。

③ 議員の基本的行動

ア 自分自身と家族等の健康に配慮するとともに、発熱などの状況について体調の管理に努める。

イ 感染又は感染が疑われる場合は、速やかに議長及び議会事務局に連絡し、しかるべき対応を行う。

④ 事務局職員の行動

ア 自分自身と家族等の健康に配慮するとともに、発熱などの状況について体調の管理に努める。

イ 消毒液やマスクなどの備品を整備し、議場等の消毒を行う。

ウ 議会活動への支援及び議員が感染した場合のしかるべき対応を行う。

10 資料等

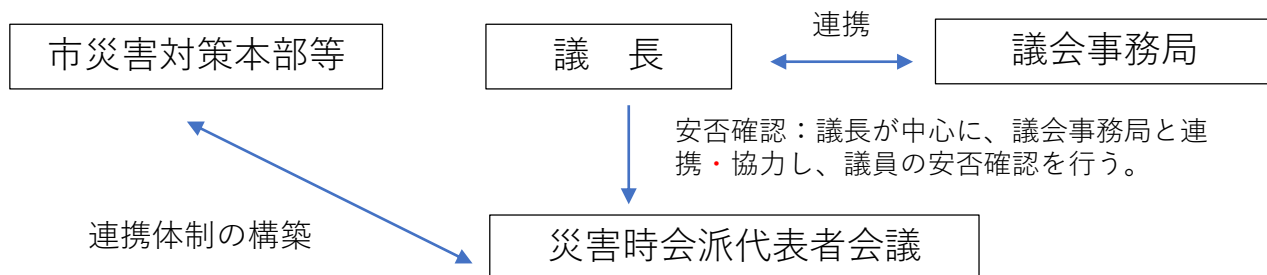
災害に関して市議会が行った対策については可能な限り資料として残し、今後の参考とする。

以上

行動形態

●初動期（発災後～3日）

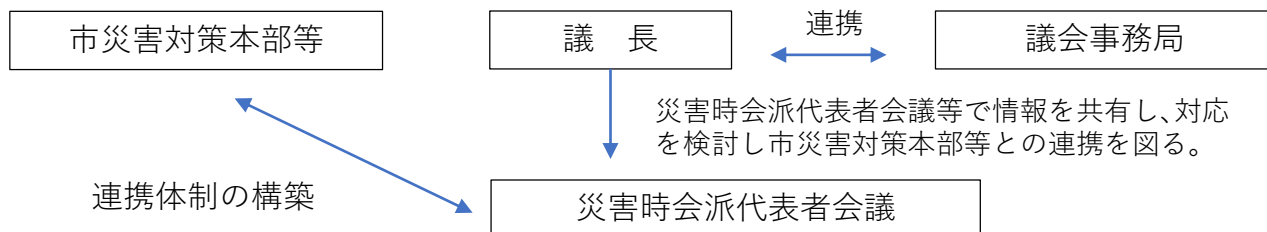
議長及び事務局職員の参集（災害が休日・夜間に発生した場合）、安否確認の実施、情報の収集、災害時会派代表者会議の開催の判断



※議員は、議長からの参集指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動への協力など地域の支援や情報収集に努める。

●中期（発災後4日～7日）

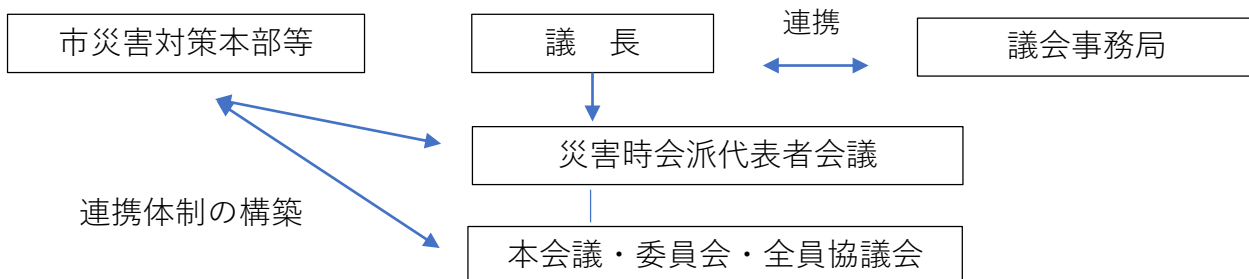
災害情報の収集、把握、共有、発信



※議員は、議長からの参集指示があれば、速やかに参集し議員活動を行う。

●後期（発災後8日～1か月）

議会機能の早期復旧



※本会議・委員会・全員協議会を開催し、復旧・復興予算、対応策などを審議する。

●1か月～

常時の議会組織体制へ（復興計画などを議会として審議）